

6－8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託  
(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・(仮称)みどりの南)  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っている。

秀峰筑波、学園の森、みどりの学園及びみどりの南小学校の放課後児童クラブの運営について、市の職員による管理・統制の下で、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を目的として、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運営業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式より契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

6－8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・(仮称)みどりの南)

(2) 履行場所

ア 名称：秀峰筑波児童クラブ

所在地：〒300-4231 つくば市北条5029番地2

施設状況：学校隣接地 専用施設(1棟)

イ 名称：学園の森児童クラブ

所在地：〒305-0816 つくば市学園の森2丁目15番地1

施設状況：学校隣接地 専用施設(2棟)

ウ 名称：みどりの学園児童クラブ  
所在地：〒305-0882 つくばしみどりの中央 12 番地 1  
施設状況：学校隣接地 専用施設（2棟）、学校施設（図書室）

エ 名称：（仮称）みどりの南小学校児童クラブ  
所在地：〒305-0884 つくばしみどりの南 107 番地 2 の一部  
施設状況：学校隣接地 専用施設（1棟）

### (3) 履行期間

#### ア 契約期間

契約締結の翌日から令和9年(2027年)3月31日まで

#### イ 準備期間

契約締結の翌日から令和6年(2024年)3月31日まで  
当期間は、本業務を履行するための準備期間とする。

#### ウ 履行期間

令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

### (4) 業務内容

2-(2)ア~エの履行場所において、市職員の監督のもと、受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

ア 児童の保育業務（児童の安全管理・生活指導・遊びの指導）

イ 保護者対応に関する業務

ウ 会報の発行（放課後児童クラブだより等）

エ 次年度入会者への児童クラブ説明会実施

オ 施設・付属設備及び物品の保全

カ 施設の清掃及び環境整備

キ その他業務報告等運営上必要な事項

ク 各種書類及び提出期限と適正な管理

※その他詳細は、6-8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・（仮称）みどりの南)仕様書に掲げる業務内容のとおりとする。

(5) 予算（見積限度額）

ア 見積限度額

672,300,000 円以内（3年間）

※本業務のうち、放課後児童クラブ運営業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 1 第 7 号口に該当するため、非課税として取り扱う。

イ 見積書の積算する必要のある経費

(a) 職員人件費

支援員、補助員、臨時職員、加配職員人件費等

(b) 管理費

運営管理責任者人件費相当

(c) 物件費

消耗品費、事務用品費、保険料、旅費、研修費等

ウ 委託料として積算する必要のない経費

(a) 光熱水費、市が設置した施設内固定電話料金及びシステム通信費

(b) 施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く。）

(c) 昼食、おやつにかかる経費

3 参加資格

この公募開始日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしてい

ないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) つくば市内又は隣接する市町村に本店、支店又は営業所等を有している。
- (8) 放課後児童クラブ事業の大規模な運営（120名以上の児童の受入れ）をしている。
- (9) 放課後児童クラブ事業の運営を地方公共団体から継続して3年以上受託している。

#### 4 資料の配布

##### (1) 配布する資料

- ア 6-8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・(仮称)みどりの南)公募型プロポーザル実施要領
- イ 6-8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・(仮称)みどりの南)仕様書
- ウ 提出書類様式一式

##### (2) 配布期間

令和5年10月16日(月)午前9時から令和5年10月20日(金)午後4時30分まで

##### (3) 配布場所等

つくば市こども部こども育成課で配布する。また、市ホームページに掲載する。

#### 5 参加申込書の提出

##### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意向表明書(様式1)
- イ 参加資格に関する誓約書(様式2)
- ウ 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税の各納税証明書(令和2年から令和4年までに滞納がないことを証明する書類)：写し可
- エ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可(法務局発行)
- オ 法人の定款：写し可
- カ 「3 参加資格」(7)の実績が確認できる契約書等の写し

(2) 提出部数

正本1部、副本1部の合計2部提出すること。

(3) 提出期間

令和5年10月16日(月)午前9時から令和5年10月25日(水)午後4時30分まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。

郵送による提出は、令和5年10月25日(水)必着とする。

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書(様式4)を令和5年10月25日(水)までに提出すること。

6 参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和5年10月26日(木)にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和5年11月2日(木)までに、電子メールにて説明を求めることができる。

電子メールアドレス:wef042@city.tsukuba.lg.jp

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書(様式5)

イ 誓約書(様式6)

ウ 企業理念に関する提案書(様式7)

エ 経営状況に関する報告書(様式8)

オ 業務実績及び受託体制に関する提案書(様式9)

カ 業務実績又は民間放課後児童クラブの開設実績一覧(様式9関係)

キ 業務遂行能力に関する提案書(様式10)

ク 支援員等の雇用に対する待遇に関する提案書(様式11)

ケ 安全対策・危機管理に関する提案書(様式12)

- コ 保護者・学校等との連携に関する提案書（様式 13）
- サ コスト削減に対する取組に関する提案書（様式 14）
- シ 見積書（様式 15）
- ス 見積書設計内訳書（様式 15 関係）
- セ 決算書（令和 3 年度及び令和 4 年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- ソ 会社案内のパンフレット等

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 12 部の合計 13 部提出すること。

(3) 提出期間

令和 5 年 10 月 27 日(金)午前 9 時から令和 5 年 11 月 15 日(水)午後 4 時 30 分まで

(4) 提出先

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日を連絡し、持参すること。

郵送による提出は令和 5 年 11 月 15 日(水)必着とする。

(6) 受理の取消

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ 応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

(7) その他提出にあたっての留意事項

ア 提出書類は A 4 縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

## 8 審査

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市放課後児童クラブ運営業務委託候補者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画

提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

## (2) 候補者の選定方法等

ア 応募申込書（様式5）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ 審査基準は、8-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位の最も多い者が2者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

- ① 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ② 技術力評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ③ 企業評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計
- ④ 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ 第2順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ 委員長及び各委員の評価点の平均値が50点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第1順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ 業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ 選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

## (3) プレゼンテーションの方法

ア 実施日

令和5年11月20日(月)を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ 実施場所 つくば市役所本庁舎

ウ 実施時間

1 提案者につき25分以内（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分以内）

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ 出席者 原則3人以内とする。

オ 審査 非公開とする。

## カ 留意事項

- ①プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ②プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。
- ③持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

## (4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
企業評価 (法人に関する事項) <b>【20点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の業務に対する基本的な考え方(5点)</li> <li>・放課後児童健全育成事業の業務に取り組む意欲(5点)</li> <li>・経営母体の財政健全性(5点)</li> <li>・放課後児童健全育成事業業務の業務実績及び受託体制(5点)</li> </ul>
技術力評価 (放課後児童クラブ運営に関する事項) <b>【60点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の専門性、サービス水準(5点)</li> <li>・安定的なサービスの提供に関する実施方針(5点)</li> <li>・支援員等<sup>※</sup>の配置を含めた運営の組織体制(5点)</li> <li>・支援員等の雇用確保及び採用計画(5点)</li> <li>・支援員等の経験年数等に応じた賃金改善策(5点)</li> <li>・支援員等の人材育成及び研修体制(5点)</li> <li>・支援員等の勤務体制と健康管理体制(5点)</li> <li>・支援員等の休暇の確保及び代替員確保体制(5点)</li> <li>・児童の出欠席連絡や登降所の管理(5点)</li> <li>・事故発生時の対応、予防の体制(5点)</li> <li>・災害発生時の対応、感染症対策(5点)</li> <li>・学校、保護者等との連携、情報提供及び交流の取組(5点)</li> </ul> <p>※支援員等…放課後児童支援員及び補助員を含む本業務に従事する職員</p>
金額評価 <b>【10点】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト縮減の妥当性(5点)</li> <li>・見積金額(5点)</li> </ul>



(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に文書により通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和5年12月4日（木）まで説明を求めることができる。方法は、「6 参加資格の審査及び結果の通知」と同様とする。

(6) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9 契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和5年10月16日(月)
実施要領に関する質疑受付	令和5年10月16日(月)～令和5年10月19日(木)
質疑回答	令和5年10月23日(月)
参加申込書の受付	令和5年10月16日(月)～令和5年10月25日(水)
参加資格審査結果の通知	令和5年10月26日(木)
参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明の要求期限	参加資格審査結果通知書が届いた日～ 令和5年11月2日(木)
企画提案書の受付	令和5年10月27日(金)～令和5年11月15日(水)
企画提案書に関する質疑受付	令和5年10月27日(金)～令和5年11月2日(木)
質疑回答	令和5年11月8日(水)
選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施*	令和5年11月20日(月)
審査結果の通知	令和5年11月27日(月)予定

選定されなかった者の審査結果に対する説明の要求期限	公募型プロポーザル選定結果通知書が届いた日 ～令和5年12月4日（木）
契約締結	令和5年12月中予定

## 10 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

## 11 質問方法等

### (1) 受付期間

#### ア 実施要領に関する質疑

令和5年10月16日(月)午前9時から令和5年10月19日(木)午後4時まで

#### イ 企画提案書に関する質疑

令和5年10月27日(金)午前9時から令和5年11月2日(木)午後4時まで

### (2) 質問提出方法

電子メールにて、質問書（様式3）を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で「放課後児童クラブ運営業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef042@city.tsukuba.lg.jp

### (3) 回答方法

質問のあった法人には、質疑回答期日までに、メールで回答する。

また、質問及びその回答を市ホームページに掲載する。

## 12 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合

- (4) 審査結果までに、「3 参加資格」に定める資格要件を満たさなくなったことが判明した場合

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 本審査以外では、無断で使用しないものとする。
- (2) 提出後における差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類等は返却しない。

### 14 その他実施上の留意事項

- (1) 参加者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。
- (3) 提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (4) つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。
- (5) 業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、提出書類を公開することがある。その場合、当該提案書類等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うことができるものとする。

### 15 担当部署（問合せ先）

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

TEL:029-883-1111 FAX:029-828-5904

E-mail:wef042@city.tsukuba.lg.jp